

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
事前教示に関する照会書（C-1000）	
<p>「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。</p> <p>「登録番号」欄にはシステムにより自動賦与される登録番号を記載する。</p> <p>□（右上部欄外）内には、事前教示回答書の「関税率表適用上の所属区分」欄に記載する番号のうち、最初の6けたを記載する。</p> <p>「照会者の住所・氏名・印」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所・氏名・印」欄に加え、「代理人の住所・氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所・氏名・印」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を記載する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合においても、「（担当者）」及び「（電話番号）」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</p> <p>「輸入者符号」欄には、照会者に登録された輸出入者コード番号がある場合はそのコード番号を記載し、ない場合には99999と記載する。</p> <p>「照会文」中の「関税率表適用上の所属区分」、「関税率」、「統計品目番号」、「内国消費税等の適用区分及び税率」及び「他法令」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の内に×印を記入することにより照会事項を表示する。</p> <p>「品名、銘柄及び型番」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名及び銘柄又は型式の名称若しくは符号を記載する。</p> <p>「製造者、製造地」欄には、当該照会に係る貨物の製造者（天然産品等で製造者が判然としないものについては、その輸出者）の氏名又は名称及び製造地を記載する。</p> <p>「単価」欄には、当該照会に係る貨物の価格条件に応じた単価を記載する。</p> <p>「輸入予定官署」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</p> <p>「照会貨物」欄には、当該照会に係る貨物が本邦に到着しているか否かの別に応じ、該当する事項の内に×印を記入する。</p> <p>「参考資料」欄中の「見本、写真、図面、カタログ、説明書、分析成績、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目</p>	<p>「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。</p> <p>「登録番号」欄にはシステムにより自動賦与される登録番号を記載する。</p> <p>□（右上部欄外）内には、事前教示回答書の「関税率表適用上の所属区分」欄に記載する番号のうち、最初の6けたを記載する。</p> <p>「照会者の住所・氏名・印」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所・氏名・印」欄に加え、「代理人の住所・氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所・氏名・印」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を記載する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合においても、「（担当者）」及び「（電話番号）」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</p> <p>「輸入者符号」欄には、照会者に登録された輸出入者コード番号がある場合はそのコード番号を記載し、ない場合には99999と記載する。</p> <p>「照会文」中の「関税率表適用上の所属区分」、「関税率」、「統計品目番号」、「内国消費税等の適用区分及び税率」及び「他法令」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の内に×印を記入することにより照会事項を表示する。</p> <p>「商品名・銘柄」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名及び銘柄又は型式の名称若しくは符号を記載する。</p> <p>「製造者、原産地」欄には、当該照会に係る貨物の製造者（天然産品等で製造者が判然としないものについては、その輸出者）の氏名又は名称及び原産地を記載する。</p> <p>「単価」欄には、当該照会に係る貨物の価格条件に応じた単価を記載する。</p> <p>「輸入予定官署」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</p> <p>「照会貨物」欄には、当該照会に係る貨物が本邦に到着しているか否かの別に応じ、該当する事項の内に×印を記入する。</p> <p>「参考資料」欄中の「見本、写真、図面、カタログ、説明書、分析成績、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目</p>
事前教示に関する照会書（C-1000）	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
を○で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「()」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。	を○で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「()」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。
「 輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無 」欄には、当該照会に係る貨物の輸入契約の時期、最初の輸入が予定されている時期、その後の輸入の継続予定期間、輸入予定数量及び輸入予定金額並びに当該照会に係る貨物を輸入するに当たり、特別注文（例えば、製造者に対し、特別の性状、組成に製造するよう注文すること。）投資（外国又は本邦のいずれであるかを問わない。）又は長期契約の予定の有無について記載し、特別注文等がある場合には、その概要を記載する。	「 輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無 」欄には、当該照会に係る貨物の輸入契約の時期、最初の輸入が予定されている時期、その後の輸入の継続予定期間、輸入予定数量及び輸入予定金額並びに当該照会に係る貨物を輸入するに当たり、特別注文（例えば、製造者に対し、特別の性状、組成に製造するよう注文すること。）投資（外国又は本邦のいずれであるかを問わない。）又は長期契約の予定の有無について記載し、特別注文等がある場合には、その概要を記載する。
なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の製法等」欄又は「事前教示に関する照会書(つづき)」(適宜の様式)を使用することとして差し支えない。	なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の製法等」欄又は「事前教示に関する照会書(つづき)」(適宜の様式)を使用することとして差し支えない。
「 照会貨物に係る事前教示実績の有無及び類似貨物に係る輸入実績の有無 」欄には、当該照会に係る貨物につき、従前に他の税関に事前教示を求めた事実の有無及び当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために参考となるもの有無について記載し、当該事実又は実績がある場合には、その概要を記載する。	「 照会貨物に係る事前教示実績の有無及び類似貨物に係る輸入実績の有無 」欄には、当該照会に係る貨物につき、従前に他の税関に事前教示を求めた事実の有無及び当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために参考となるもの有無について記載し、当該事実又は実績がある場合には、その概要を記載する。
なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の製法等」欄又は「事前教示に関する照会書(つづき)」(適宜の様式)を使用することとして差し支えない。	なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の製法等」欄又は「事前教示に関する照会書(つづき)」(適宜の様式)を使用することとして差し支えない。
「 照会貨物の説明(製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等) 」欄には、当該照会に係る貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載する。	「 照会貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等及び関税率表適用上の所属区分等に関する意見 」欄には、当該照会に係る貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載し、また、照会者が当該貨物の関税率表適用上の所属区分等について意見を有する場合には、当該意見の内容（根拠を含む。）を記載する。
なお、複雑な機械の構造図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。	なお、複雑な機械の構造図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。
(例 1) 本品は、白色顔料(30%)、バインダー(10%)及び溶剤(60%)から成る白色のやや粘稠な液体であって、容量30ccの小びんに收められており、当該小びんのキャップには、小型の筆が取り付けられている。本品は、タイプ文書、手書き文書等の誤字の訂正に用いられ、当該誤字の部分に本品を塗布することにより、速乾性の白色皮膜を形成し、新たにタイプ、手書等を行うことができる。	(例 1) 本品は、白色顔料(30%)、バインダー(10%)及び溶剤(60%)から成る白色のやや粘稠な液体であつて、容量30ccの小びんに收められており、当該小びんのキャップには、小型の筆が取り付けられている。本品は、タイプ文書、手書き文書等の誤字の訂正に用いられ、当該誤字の部分に本品を塗布することにより、速乾性の白色皮膜を形成し、新たにタイプ、手書等を行うことができる。

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(例2) 本品は、アーモンド(X%)としょ糖(Y%)から製造され、もちに類似した白色の柔らかい固形物(1個の重量5kg)である。輸入後、植物等の形状に成形して菓子(マルティパン)としたり、チョコレート菓子の内容物として使用したりする。</p> <p>「<u>関税率表適用上の所属区分等に関する意見</u>」欄には、照会者が当該貨物の<u>関税率表適用上の所属区分等について意見を有する場合に、当該意見の内容(根拠を含む。)</u>を記載する。</p> <p>「公開の可否」欄については、本回答書は関税分類の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の可・否のうち否を○で囲む。</p> <p>「非公開理由」欄については、「公開の可否」欄において否とした場合、例えば、新規輸入商品のため、成分割合に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。</p> <p>「非公開期間」欄については、「公開の可否」欄において要とした場合、同欄の「()ヶ月 無期限 他()」のいずれかを○で囲み具体的な非公開期間を()内に記載し非公開期間を指定する。</p> <p>「統一補足説明:要求・提出、枚」欄については、「事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4版))が添付されている場合、補足説明を要求した場合又は補足説明書が提出された場合に、それぞれ該当する項目を○で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。</p>	<p>(例2) 本品は、アーモンド(X%)としょ糖(Y%)から製造され、もちに類似した白色の柔らかい固形物(1個の重量5kg)である。輸入後、植物等の形状に成形して菓子(マルティパン)としたり、チョコレート菓子の内容物として使用したりする。</p> <p>(新規)</p> <p>「公開の可否」欄については、本回答書は関税分類の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の可・否のうち否を○で囲む。</p> <p>「非公開理由」欄については、「公開の可否」欄において否とした場合、例えば、新規輸入商品のため、成分割合に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。</p> <p>「非公開期間」欄については、「公開の可否」欄において要とした場合、同欄の「()ヶ月 無期限 他()」のいずれかを○で囲み具体的な非公開期間を()内に記載し非公開期間を指定する。</p> <p>「統一補足説明:要求・提出、枚」欄については、「事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4版))が添付されている場合、補足説明を要求した場合又は補足説明書が提出された場合に、それぞれ該当する項目を○で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。</p>
事前教示に関する照会書(原産地照会用)(C-1000-2)	事前教示に関する照会書(原産地照会用)(C-1000-2)
<p>「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。</p> <p>「登録番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。</p> <p>「照会者の住所・氏名・印」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所・氏名・印」欄に加え、「代理人の住所・氏名・印」欄に代理人の住所・氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合においても、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</p> <p>「輸入者符号」欄には、照会者に登録された輸出入者コード番号がある場合</p>	<p>「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。</p> <p>「登録番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。</p> <p>「照会者の住所・氏名・印」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所・氏名・印」欄に加え、「代理人の住所・氏名・印」欄に代理人の住所・氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合においても、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</p> <p>「輸入者符号」欄には、照会者に登録された輸出入者コード番号がある場合</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
はそのコード番号を記載し、ない場合には99999と記載する。 「照会文」中の「WTO協定」、「自由貿易協定()」及び「特恵」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の内に×印を記入し、「自由貿易協定」については、括弧内に自由貿易協定の締約国名を記載することにより照会事項を表示する。	はそのコード番号を記載し、ない場合には99999と記載する。 「照会文」中の「WTO協定」、「自由貿易協定()」及び「特恵」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の内に×印を記入し、「自由貿易協定」については、括弧内に自由貿易協定の締約国名を記載することにより照会事項を表示する。
「品名・銘柄・型番」欄には、当該照会に係る貨物の商品及び銘柄又は型式の名称若しくは符号を記載する。	「品名・銘柄」欄には、当該照会に係る貨物の商品及び銘柄又は型式の名称若しくは符号を記載する。
「製造者、製造地」欄には、原産地認定に関係しないささいな部分品に関するものを除き、当該照会に係る貨物に關係する全ての製造者の氏名又は名称及び製造地を記載する。	「製造者、製造地」欄には、原産地認定に関係しないささいな部分品に関するものを除き、当該照会に係る貨物に關係する全ての製造者の氏名又は名称及び製造地を記載する。
「輸入予定官署」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名(2以上あるときは、それぞれの官署名)を記載する。	「輸入予定官署」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名(2以上あるときは、それぞれの官署名)を記載する。
「照会貨物」欄には、当該照会に係る貨物が本邦に到着しているか否かの別に応じ、該当する事項の内に×印を記入する。	「照会貨物」欄には、当該照会に係る貨物が本邦に到着しているか否かの別に応じ、該当する事項の内に×印を記入する。
「参考資料」欄中の「見本、写真、図面、カタログ、説明書、分析成績、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○印で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「()」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。	「参考資料」欄中の「見本、写真、図面、カタログ、説明書、分析成績、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○印で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「()」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。
「輸入契約の時期、輸入予定期期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無」欄には、当該照会に係る貨物の輸入契約の時期、最初の輸入が予定されている時期、その後の輸入の継続予定期間、輸入予定期数量及び輸入予定金額並びに当該照会に係る貨物を輸入するに当たり、特別注文(例えば、製造者に対し、特別の性状、組成に製造するよう注文すること。)投資(外国又は本邦のいずれであるかないかを問わない。)又は長期契約の予定の有無について記載し、特別注文等がある場合には、その概要を記載する。	「輸入契約の時期、輸入予定期期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無」欄には、当該照会に係る貨物の輸入契約の時期、最初の輸入が予定されている時期、その後の輸入の継続予定期間、輸入予定期数量及び輸入予定金額並びに当該照会に係る貨物を輸入するに当たり、特別注文(例えば、製造者に対し、特別の性状、組成に製造するよう注文すること。)投資(外国又は本邦のいずれであるかないかを問わない。)又は長期契約の予定の有無について記載し、特別注文等がある場合には、その概要を記載する。
なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の製法等」欄又は「事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式)」を使用することとして差し支えない。	なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の製法等」欄又は「事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式)」を使用することとして差し支えない。
「照会貨物に係る事前教示実績の有無」欄には、当該照会に係る貨物につき、從前に他の税関に事前教示を求めた事実の有無及び関税率表適用等に関する事前教示を求めた事実の有無及びその概要を記載する。	「照会貨物に係る事前教示実績の有無」欄には、当該照会に係る貨物につき、從前に他の税関に事前教示を求めた事実の有無及び関税率表適用等に関する事前教示を求めた事実の有無及びその概要を記載する。
なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の製法等」欄又は「事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式)」を使用することとして差し支えない。	なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の製法等」欄又は「事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式)」を使用することとして差し支えない。
「照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等)」欄に	「照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等)及び原

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、当該照会に係る貨物の関係する国における製造、加工及び当該国における原料並びに製品のHS番号等で、照会事項である当該貨物の原産地を認定するために必要なものを具体的に記載する。</p> <p>なお、複雑な製造工程図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。</p> <p>「原産地認定に関する意見」欄には、照会者が当該貨物の一般特惠税率、協定税率又は経済連携協定に係る特惠税率の適用に関し、原産地について意見を有する場合に、当該意見の内容（根拠を含む。）を記載する。</p> <p>「公開の可否」欄については、本回答書は原産地の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の可・否のうち否を○で囲む。</p> <p>「非公開理由」欄については、「公開の可否」欄において否とした場合、例えば、新規輸入商品のため、成分割合に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。</p> <p>「非公開期間」欄については、「公開の可否」欄において要とした場合、同欄の「()ヶ月 無期限 他()」のいずれかを○で囲み具体的な非公開期間を()内に記載し非公開期間を指定する。</p> <p>「統 - 補足説明：要求・提出、枚」については、「事前教示に関する照会書(つづき)(適宜様式(A4版))が添付されている場合、補足説明を要求した場合又は補足説明書が提出された場合に、それぞれ該当する項目を○で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。</p> <p>(事前教示回答書(変更通知書兼用)の記載要領)</p> <p>この様式を事前教示回答書として使用する場合には、表題の「(変更通知書兼用)及び回答文中「平成 年 月 日付…(中略)…通知します。」を削除して使用するものとし、変更通知書として使用する場合には、回答文中「下記のとおり回答します。」を削除するとともに、同文中の日付欄に変更しようとする事前教示回答書又は変更通知書の日付を記入する。</p> <p>「認定理由」欄には、「原産地」の欄に記載した原産地認定の根拠（例えば、照会に係る貨物の製造・加工等に関連する関税率表の項の変更等の事実及び</p>	<p>「原産地認定に関する意見」欄には、当該照会に係る貨物の関係する国における製造、加工及び当該国における原料並びに製品のHS番号等で、照会事項である当該貨物の原産地を認定するために必要なものを具体的に記載し、また、照会者が当該貨物の協定税率又は特惠税率の適用に関し、原産地について意見を有する場合には、当該意見の内容（根拠を含む。）を記載する。</p> <p>なお、複雑な製造工程図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>「統 - 補足説明：要求・提出、枚」については、「事前教示に関する照会書(つづき)(適宜様式(A4版))が添付されている場合、補足説明を要求した場合又は補足説明書が提出された場合に、それぞれ該当する項目を○で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。</p> <p>(事前教示回答書(変更通知書兼用)の記載要領)</p> <p>この様式を事前教示回答書として使用する場合には、表題の「(変更通知書兼用)及び回答文中「平成 年 月 日付…(中略)…通知します。」を削除して使用するものとし、変更通知書として使用する場合には、回答文中「下記のとおり回答します。」を削除するとともに、同文中の日付欄に変更しようとする事前教示回答書又は変更通知書の日付を記入する。</p> <p>「認定理由」欄には、「原産地」の欄に記載した原産地認定の根拠（例えば、照会に係る貨物の製造・加工等に関連する関税率表の項の変更等の事実及び</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>原産地認定に関する政令また通達の規定等の記載、 照会者から提出された製造・加工に関する説明と上記 の規定との関係及び 結論をいう。)を記載することとし、当該原産地の回答に当たり、「照会貨物の説明」欄に記載された貨物に関して条件を付けた場合には、当該条件を併記し、記録後、余白が残る場合には、斜線を引く。また、変更通知書として使用する場合には、変更理由も記載する。</p> <p>下欄には、回答を行う職員の所属する税関官署及び部門の名称並びに当該部門の責任者(原則として、統括審査官又はこれに相当する官職にある者)の氏名を記載し、押印する。</p> <p>「文・面・電」欄には、回答方法(書面、面接又は電話)の区分に応じ、該当する項目を○で囲む。</p>	<p>原産地認定に関する政令また通達の規定等の記載、 照会者から提出された製造・加工に関する説明と上記 の規定との関係及び 結論をいう。)を記載することとし、当該原産地の回答に当たり、「照会貨物の説明」欄に記載された貨物に関して条件を付けた場合には、当該条件を併記し、記録後、余白が残る場合には、斜線を引く。また、変更通知書として使用する場合には、変更理由も記載する。</p> <p>下欄には、回答を行う職員の所属する税関官署及び部門の名称並びに当該部門の責任者(原則として、統括審査官又はこれに相当する官職にある者)の氏名を記載し、押印する。</p> <p>「文・面・電」欄には、回答方法(書面、面接又は電話)の区分に応じ、該当する項目を○で囲む。</p>
事前教示回答書(変更通知書)に関する意見の申出書・回答書(C-1001)	事前教示回答書(変更通知書)に関する異議の申出書・回答書(C-1001)
(事前教示回答書(変更通知書)に関する意見の申出書に関する記載要領)	(事前教示回答書(変更通知書)に関する異議の申出書に関する記載要領)
<p>「受付番号」欄には、税關別に一連番号を記載する。</p> <p>「申出者の住所・氏名・印」欄には、申出をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が申出を行う場合には、「申出者の住所・氏名・印」欄に加え、「代理人の住所・氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>いずれの場合においても、「(担当)」及び「(電話番号)」の欄に当該申出に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</p> <p>意見の申出のもととなつたものが事前教示回答書である場合は、「意見の申出文」中、当該事前教示回答書の交付の日付及び登録番号(原産地に係る回答書の場合には受付番号。以下、本項において同じ。)を記載し、「事前教示回答書変更通知書(登録(受付)番号)」及び「事前教示回答書変更通知書」を削除する。</p> <p>意見の申出のもととなつたものが事前教示回答書変更通知書である場合は、「意見の申出文」中、当該事前教示回答書変更通知書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書(登録(受付)番号)」及び「事前教示回答書」を削除する。</p> <p>意見の申出の対象が関税率表上の所属区分である場合は、「意見の申出文」中、「原産地」を削除し、「下記の理由により()ではなく、()と考えま</p>	<p>「受付番号」欄には、税關別に一連番号を記載する。</p> <p>「申出者の住所・氏名・印」欄には、申出をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が申出を行う場合には、「申出者の住所・氏名・印」欄に加え、「代理人の住所・氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>いずれの場合においても、「(担当)」及び「(電話番号)」の欄に当該申出に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</p> <p>異議の申出のもととなつたものが事前教示回答書である場合は、「異議の申出文」中、当該事前教示回答書の交付の日付及び登録番号(原産地に係る回答書の場合には受付番号。以下、本項において同じ。)を記載し、「事前教示回答書変更通知書(登録(受付)番号)」及び「事前教示回答書変更通知書」を削除する。</p> <p>異議の申出のもととなつたものが事前教示回答書変更通知書である場合は、「異議の申出文」中、当該事前教示回答書変更通知書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書(登録(受付)番号)」及び「事前教示回答書」を削除する。</p> <p>異議の申出の対象が関税率表上の所属区分である場合は、「異議の申出文」中、「原産地」を削除し、「下記の理由により()ではなく、()と考えま</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>す。」の文中の最初の()内には、申出者が当該事前教示回答書又は事前教示回答書変更通知書で回答を受けた関税率表上の所属区分を記載し、第2の()内には、申出者の意見である関税率表上の所属区分を記載する。</p> <p><u>意見の申出</u>の対象が原産地である場合は、「<u>意見の申出文</u>」中、「関税率表上の所属区分」を削除し、「下記の理由により()ではなく、()と考えます。」の文中の最初の()内には、申出者が当該事前教示回答書又は事前教示回答書変更通知書で回答を受けた原産地を記載し、第2の()内には、申出者の意見である原産地を記載する。</p> <p><u>意見の申出</u>のもととなつたものが事前教示回答書変更通知書である場合は、<u>意見の申出</u>のもととなつたものが事前教示回答書である場合の上記記載要領に準じて記載する。</p> <p>「理由」欄には、<u>意見の申出</u>を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載する。</p> <p>(事前教示回答書(変更通知書)に関する<u>意見の申出</u>に対する回答書に関する記載要領)</p> <p>この様式をもつて、事前教示回答書(変更通知書)で回答(変更)した関税率表適用上の所属区分又は原産地を変更する場合は、通知文中2及び3の文を削除し、事前教示回答書(変更通知書)で回答(変更)した関税率表適用上の所属区分又は原産地を撤回する場合は、1及び3の文を削除する。</p> <p>また、この様式をもつて、事前教示回答書(変更通知書)で回答(変更)した関税率表適用上の所属区分又は原産地を従前のとおりとした場合は、1及び2の文を削除する。</p> <p>「理由」欄には、<u>意見の申出</u>に対する回答を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う職員の所属する税関官署及び部門の名称並びに当該部門の責任者(原則として関税鑑査官、統括審査官又はこれに相当する官職にある者)の氏名を記載し押印する。</p>	<p>す。」の文中の最初の()内には、申出者が当該事前教示回答書又は事前教示回答書変更通知書で回答を受けた関税率表上の所属区分を記載し、第2の()内には、申出者の意見である関税率表上の所属区分を記載する。</p> <p><u>異議の申出</u>の対象が原産地である場合は、「<u>異議の申出文</u>」中、「関税率表上の所属区分」を削除し、「下記の理由により()ではなく、()と考えます。」の文中の最初の()内には、申出者が当該事前教示回答書又は事前教示回答書変更通知書で回答を受けた原産地を記載し、第2の()内には、申出者の意見である原産地を記載する。</p> <p><u>異議の申出</u>のもととなつたものが事前教示回答書変更通知書である場合は、<u>異議の申出</u>のもととなつたものが事前教示回答書である場合の上記記載要領に準じて記載する。</p> <p>「理由」欄には、<u>異議の申出</u>を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載する。</p> <p>(事前教示回答書(変更通知書)に関する<u>異議の申出</u>に対する回答書に関する記載要領)</p> <p>この様式をもつて、事前教示回答書(変更通知書)で回答(変更)した関税率表適用上の所属区分又は原産地を変更する場合は、通知文中2及び3の文を削除し、事前教示回答書(変更通知書)で回答(変更)した関税率表適用上の所属区分又は原産地を撤回する場合は、1及び3の文を削除する。</p> <p>また、この様式をもつて、事前教示回答書(変更通知書)で回答(変更)した関税率表適用上の所属区分又は原産地を従前のとおりとした場合は、1及び2の文を削除する。</p> <p>「理由」欄には、<u>異議の申出</u>に対する回答を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う職員の所属する税関官署及び部門の名称並びに当該部門の責任者(原則として関税鑑査官、統括審査官又はこれに相当する官職にある者)の氏名を記載し押印する。</p>